

社会福祉法人 翼福社会
つばさこども園 運営規程

(施設の目的及び運営の方針)

第1条 つばさこども園（以下「本園」という。）は、保育を必要とする子どもに対する保育を行うほか、当該保育を必要とする子ども以外の満3歳以上の子ども（児童福祉法第24条第4項に規定する保育の利用に対する需要の状況に照らして適当と認められる数の子どもに限る。）を保育し、かつ、満3歳以上の子どもに対し学校教育法第23条各号に掲げる目標が達成されるよう保育を行うことを目的とする。

2 教育・保育要領を遵守しながら、子どもの人権や自主性を尊重し、あふれる可能性を限りなく伸ばしてあげるよう教育・保育します。

人生の第一歩をふみだすかけがえのない幼児期に、自己を十分発揮しながら活動できる環境づくりにつとめ、常に家庭とパートナーシップをとりながら援助し、きめ細かい教育・保育を進めていきます。

家庭・園・地域社会が一体となって子育ての楽しさを分かち合い、そして人との関わりの中で、子ども達に生きる喜びや幸せを感じ取ってもらえるような環境作りに努めます。

(提供する教育・保育の内容)

第2条 本園は、幼保連携型認定こども園教育・保育要領を踏まえるとともに、幼稚園教育要領及び保育所保育指針に基づき、並びに子どもの1日の生活のリズム及び集団生活の経験年数が異なること等に配慮し、次のとおり教育・保育の提供を行う。

- (1) 特定教育・保育（第7条に規定する時間において提供する保育をいう。以下同じ）
- (2) 食事の提供（株式会社 日本ユニテック）
- (3) その他教育・保育に係る行事等

(保護者に対する子育て支援の内容)

第3条 本園は、保護者が子育てを実践する力を向上させることを積極的に支援するため、地域における教育及び保育に対する需要に照らし、本園の持つ教育及び保育に関する専門性を十分に活用した子育て支援を次のとおり提供するものとする。

- (1) 子育て等に関する相談や援助の実施
 - (2) 子育て家庭の交流の場の提供及び交流の促進
 - (3) 施設及び設備の開放、体験保育等
- 2 前項のほか、本園における子育て支援に必要な事項は、園長が別に定めるものとする。

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第4条 教育・保育の実施にあたり配置する職員の職種及び員数は、次のとおりとする。

- (1) 園長 1名
- (2) 副園長 1名
- (3) 主任保育士 1名以上
- (4) 副主任保育士 1名以上
- (4) 教育及び保育に従事する者(加配合む) 15名以上
子育て支援員 2名以上
- (5) 栄養士 1名以上(株式会社 日本ユニテック)
- (6) 調理員 3名以上(株式会社 日本ユニテック)
- (7) 事務員 1名以上
用務員 1名以上
- (8) 園医(嘱託医) 1名
- (9) 園歯科医(嘱託医) 1名

(学年及び学期)

第5条 本園の学年は、4月1日に始まり、翌年の3月31日までとし、次の2学期に分けるものとする。

- (1) 第1学期 4月1日から10月の第2月曜日の直後の日曜日まで
- (2) 第2学期 10月の第3月曜日から翌年の3月31日まで

(教育・保育の提供を行う日)

第6条 本園の教育・保育を提供する日は、月曜日から土曜日までとする。ただし、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)第3条の休日、12月29日から翌年の1月3日までの日を除く。

2 本園における子ども・子育て支援法(以下「法」という。)第19条第1項第1号の子ども(保育を必要としない満3歳以上の子ども。以下「1号認定子ども」という。)への教育・保育の提供については、前項の規定にかかわらず、次の休業日を加えるものとする。

- (1) 土曜日
- (2) 慰霊の日
- (3) その他、園長が必要と認める日

(教育及び保育を行う時間)

第7条 本園における教育・保育を行う時間は、法第19条第1項各号に掲げる小学校就学前子ども(以下第10条において「小学校就学前子ども」という。)の区分ごとに、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 1号認定子ども 午前8時15分から午後2時まで
- (2) 法第19条第1項第2号の子ども(保育を必要とする満3歳以上の子ども。以下

「2号認定子ども」という。)及び法第19条第1項第3号の子ども(保育を必要とする満3歳未満の子ども。以下「3号認定子ども」という。) 午前7時15分から午後6時15分まで

(3) 2号認定子ども及び3号認定子どものうち保育短時間認定を受けたもの 午前8時から午後4時まで

2 本園における開所時間は、月曜日から土曜日の午前7時15分から午後7時15分までとする。

3 本園は、1号認定子どもがやむを得ない理由により、第1項第1号で定める教育時間以外に保育を希望する場合には、第1項第1号の規定に関わらず、第2項で定める開所時間の範囲内において、預かり保育を実施するものとする。

4 本園は、2号認定子ども及び3号認定子どもがやむを得ない理由により、第1項第2号及び第3号で定める教育及び保育の時間以外に保育を希望する場合には、第1項第2号及び第3号の規定に関わらず、第2項で定める開所時間の範囲内において、延長保育を実施するものとする。

(利用者負担その他の費用等)

第8条 本園は、那覇市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（以下第15条第3号において「基準条例」という。）第13条第1項の規定により、園児の居住する市町村が定める額の利用者負担額を保護者から徴収するものとする。

2 本園の園児に対する給食食材費、その他本園の利用において通常必要とされるものに係る費用で園児の保護者に負担させることが適当と認められるものは、別表に定めるものとする。

(子どもの区分ごとの利用定員)

第9条 本園の利用定員は、小学校就学前子どもの区分ごとに、次のとおりとする。

(1) 1号認定子ども 10人

(2) 2号認定子ども 42人

(3) 3号認定子ども 38人

(4) 3号認定子どものうち、満1歳未満の子ども 6人

(利用の開始及び終了に関する事項及び利用に当たっての留意事項)

第10条 本園は、市町村から教育・保育の実施について支給認定を受けた1号認定子どもから本園の利用について申し込みがあったときは、次に掲げる理由がある場合を除き、これに応じるものとする。

(1) 利用定員に空きがない場合

(2) 利用定員を上回る利用の申し込みがあった場合(第2項の規定により、同項各号に掲げる基準による選考によって入園が決定したものを除く。)

- (3) 当該入園志望者に特別な事情があると認められ、本園の安全な利用に支障を及ぼす恐れがあると園長が認めた場合
- 2 本園は、1号認定子どもについて、利用定員を超える入園申込みがあった場合は、次の方法により選考を行い、園長が入園者を決定するものとする。
 - (1) 那覇市に在住している方
 - (2) 本園に兄弟姉妹が在園している方
 - (3) 面接等により、本園の保育・教育方針へ理解、賛同されている方
- 3 本園は、2号認定子ども及び3号認定子どもについて、法第42条の規定により、那覇市が行った利用調整により本園の利用が決定されたときは、これに応じる。
- 4 本園の利用開始にあつては、あらかじめ、重要事項を記載した書面により、保護者とその内容を確認し、同意を得るものとする。
- 5 本園は、次のいずれかに該当するときは、教育・保育の提供を終了するものとする。
 - (1) 園児が小学校に就学したとき
 - (2) 園児の保護者から本園の利用の取消しの申出があったとき
 - (3) 市町村が本園の利用継続が不可能であると認めたとき
 - (4) その他、利用継続において重大な支障又は困難が生じたとき
- 6 園長は、園児が全課程を修了したと認めるときは、卒園時に修了証書を授与する。

(緊急時等における対応方法)

- 第11条 本園は、教育・保育の提供中に、園児の健康状態の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに園児の家族等に連絡をするとともに、園医又は子どもの主治医への相談及びその他必要な措置を講じるものとする。
- 2 本園は、教育・保育の提供により事故が発生した場合は、関係機関及び保護者に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。
 - 3 本園は、園児に対する教育・保育の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、その損害に対する賠償その他必要な措置を講じるものとする。

(非常災害対策)

- 第12条 本園は、非常災害に関する具体的な計画を立て、防火管理者を定め、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に職員に周知するとともに、毎月1回以上避難及び消火その他必要な訓練を実施するものとする。

(虐待の防止のための措置)

- 第13条 本園は、園児の人権の擁護及び虐待の防止を図るため、職員に対する研修を実施するとともに、虐待の懸念について報知があった場合の調査体制や責任者の設置など必要な措置を講じるものとする。
- 2 本園は、園児に対する虐待を受けたと思われる子どもを発見した場合は、児童虐待の防止等に関する法律等の規定に基づき、関係機関との連携を図るものとする。

(苦情対応)

- 第 14 条 本園は、保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情解決責任者、苦情受付担当者、第三者委員等の苦情受付窓口を設置し、保護者等に対して公表するとともに、苦情に対して必要な措置を講じるものとする。
- 2 本園は、苦情を受け付けた際は、速やかに事実関係等を調査するとともに、苦情申出者との話し合いによる解決に努め、常に改善を図るよう努めるものとする。
- 3 本園は、苦情内容及び苦情に対する対応、改善策について記録するものとする。

(記録の整備)

- 第 15 条 本園は、教育・保育の提供に関する以下に掲げる記録を整備し、その完結の日から 5 年間保存するものとする。
- (1) 教育・保育の実施に当たっての計画
- (2) 提供した教育・保育に係る提供記録
- (3) 基準条例第 19 条に規定する市への通知に係る記録
- (4) 苦情の内容等の記録
- (5) 事故の状況及び事故に際して採った措置についての記録

(保護者に対する支援)

- 第 16 条 本園は、障がいや発達上の支援を必要とする園児及びその保護者に対して、十分な配慮のもと保育や支援を行うとともに、園児及びその保護者に対し、成長に対する正しい認識ができるよう支援を行うものとする。
- 2 本園は、保護者の仕事と子育ての両立等を支援するため、保護者の状況に配慮するとともに、園児の快適で健康な生活が維持できるよう、保護者との信頼関係の構築及び維持に努めるものとする。

(秘密の保持)

- 第 17 条 本園の職員は、その業務上知り得た園児及びその保護者の秘密を保持するものとする。
- 2 本園の職員は、本園の子育て支援事業を利用した子ども及びその家族の秘密を保持するものとする。
- 3 本園の職員は、本園の職員でなくなった場合においても、第 1 項及び第 2 項に規定する秘密を保持するものとする。

(業務の質の評価)

- 第 18 条 本園は、基準条例第 16 条に規定する特定教育・保育の質の評価を行い、常にその改善を図り、特定教育及び保育の質の向上に努めるものとする。
- 2 本園は、定期的に本園を利用する園児の保護者その他の特定教育・保育施設の関係

者(本園の職員を除く。)による評価又は外部の者による評価を受けて、その結果を公表し、常に改善を図るよう努めるものとする。

付 則

この運営規定は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第 8 条第 2 項関係）

食事提供に係る利用者負担		
1 号認定子ども	給食費（主食費）	月額 800 円
	給食費（副食費）	月額 4,700 円
2 号認定子ども	給食費（主食費）	月額 800 円
	給食費（副食費）	月額 5,700 円
延長利用に係る利用者負担		
1 号～3 号認定子ども	延長保育料	300 円/60 分 月額 2,500 円
1 号認定子どもの預かり保育に係る利用者負担		
平日（14：00～18：15）		400 円（別途おやつ代 50 円・教材費 50 円）
第 6 条第 2 項の休業日（半日）		400 円（別途給食費 300 円）
第 6 条第 2 項の休業日（1 日）		800 円（別途給食費 300 円・おやつ代 50 円・教材費 50 円）
行事に係るプレゼント代、個人アルバム作成費、観劇、入園料など		
保護者会費		0～1 歳児 200 円
		2 歳児 300 円
		3 歳以上児 500 円
体操教室、運動会など行事に着用（※年度によって変動する場合あり）		
体操服代		(90～130cm)
		上着 2,400 円
		ズボン 1,900 円
		(140cm)
		上着 3,100 円
		ズボン 2,400 円
園活動において使用 ※年度によって変動する場合あり		
教材費	おしらせ袋	290 円
	出席シール	270 円
	帽子	1,130 円
	自由画帳	330 円

	のり	200 円
	はさみ	460 円
	クレヨン (16 色)	680 円
	色鉛筆 (12 色)	1,100 円
	粘土	380 円
	粘土ケース (ヘラ付)	650 円
	粘土板	670 円
	お道具箱	940 円
	サブバッグ	440 円
親子遠足等でバスを利用する場合		
遠足バス代	大人	300 円
	子ども	200 円
毎月の口座振替時に発生する手数料		
口座振替手数料	1 回	110 円